

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ 障がい者制度改革推進会議	
だい かい 第2回 (H22. 2. 2)	しりょう 資料 1

へいせい ねん がつ か  
平成22年2月2日

## しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ぼうちょう じょうほうていきょうおよ じゆざいきょうりよく 障がい者制度改革推進会議の傍聴、情報提供及び取材協力について

### 1 ぼうちょう 傍聴

ぎちょう かいぎしつ じょうきょうとう かんあん うえ ほうどうかんけいしゃ かんけいだんたい やく  
「議長は、会議室の状況等を勸案の上、報道関係者、関係団体の役

しよくいんとう ぼうちょう みと かいさいようりょう [H22. 1. 12決定]  
職員等の傍聴を認めることができる。」(開催要領) [H22. 1. 12決定]

- ぼうちょう じゅうぶん ひろ かいぎしつ かくほ つと ほうどう  
・ 傍聴については、十分な広さをもった会議室の確保に努め、報道  
かんけいしゃ くわ かいぎしつ ひろ おう いっぱんぼうちょう みと  
関係者に加えて会議室の広さに応じて一般傍聴を認める。
- ぼうちょう あんない げんそく かいぎかいさいび しゅうかんまえ ないかくふ  
・ 傍聴の案内は、原則として、会議開催日の1週間前に内閣府のウエ  
ぶサイト上に掲載して傍聴希望者を募る。収容可能数を超える申し込  
みがあつた場合には抽選により傍聴者を決め、会議開催日の2営業  
びまえ ぼうちょう かた むね れんらく  
日前までに、傍聴できる方へその旨を連絡する。

### 2 インターネットを通じた情報提供

まいかい かいぎ もよう つう ひろ いっぱん はいしん  
「毎回の会議の様相については、インターネットを通じて、広く一般に配信

こうかい かいさいようりょう けつてい  
することにより公開する。」(開催要領) [H22. 1. 12決定]

- かいぎ ぎじょう えいぞう どうが おんせい しゅわ どうが およ ようやくひつき もじじょうほう  
・ 会議の議場の映像(動画)、音声、手話(動画)及び要約筆記の文字情報

ていきょう  
を提供する。

- ・ はいしん  
配信は、オンデマンド方式とする。(かいぎじょう じょうき どうが おんせいとう きろく  
し、それをないかくふのウェブサイト上で公開する。)

### 3 ほうどうきかん しゆざい きょうりよく 報道機関の取材への協力

ほうどうきかん しゆざい きょうりよく い か そく おこな  
報道機関によるカメラ取材への協力は、以下に則して行う。

- ・ すちールカメラによるさつえい かいぎ ぼうとう  
撮影は会議の冒頭のみとする。
- ・ ムービーカメラによるさつえい きぼう ほうどうきかん たい かいぎ ぼうとう  
撮影を希望する報道機関に対しては、会議の冒頭  
におけるさつえい かのうとする。これに加え、せつちばしよ こてい  
カメラによるさつえい せつちばしよ してい かいぎ さまた  
撮影は、設置場所を指定し、会議の妨げとならないことを  
じょうけん かいぎ ぜんたい とお みと  
条件として、会議の全体を通して認める。